

(更新) 令和 8 年 9 月 4 日

居住環境の維持及び向上に関する基準について

1. 認定基準について

- ・ 倉吉市長期優良住宅の認定等に関する要綱第 7 条第 1 項により、倉吉市景観計画に定める「景観形成の基準」に基づく、色彩・緑化について下記の基準を満たす必要がある。
- 倉吉市景観計画（倉吉市建設部管理計画課 HP 参照）

2. 色彩について

- ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること
- ・ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限にすること。
- ・ 外観のベースカラー※は次のとおりとすること。

有彩色の色相	彩 度	
	商業地域等※	その他
0.1R～10R	6 以下	4 以下
0.1YR～5Y	6 以下	6 以下
上記以外の色相	6 以下	2 以下

※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。)のそれぞれについて、過半以上を占める色相をいう。なお複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。

※商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

3. 緑化について

- ・ 敷地(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)は、その面積の 3 % 以上を緑化すること。
- ・ 緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸造等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。

○ 緑化率計算

$$\text{緑化面積} \div (\text{敷地面積} - \text{建築面積等}) \times 100 = \underline{\underline{\text{緑化率} \geq 3\%}}$$

※緑化面積：高木[10 m²/1 本]、中木[3 m²/1 本]、低木[1 m²/1 本]、花壇等[水平投影面積]等の緑化部分の面積の合計値。